

2 下請法の適用対象となる委託取引

対象となる委託取引は、「製造委託」・「修理委託」・「情報成果物作成委託」・「役務提供委託」の4つです。

(1) 製造委託（第2条第1項）

「製造委託」とは、「事業者が業として行う販売若しくは^①業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる^②物品若しくはその半製品、部品、^③附属品若しくは原材料若しくは^④これらの製造に用いる金型又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者^⑤に委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又はこれらの製造に用いる金型の製造を他の事業者^⑥に委託すること」をいいます。

<用語解説>

- ① 「業として」とは、社会通念上、事業の遂行とみることができる程度に、ある行為を反復継続的に行っていることをいいます。
- ② 「物品」とは、有体物たる動産をいい、不動産は含まれません。「物品」には、その半製品、部品、附属品、原材料及びこれらの製造に用いる金型を含みます。
- ③ 「附属品」とは、①製品に付着させる銘板・ラベル、②製品を使用するときなどに必要な取扱説明書・品質保証書・保護カバー・収納ケース、③製品と一体として販売される容器包装用の物品など、物品に附属されることによってその効用を増加させる製造物をいいます。
- ④ 「これらの製造に用いる金型」とは、「物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料」の製造を行うために使用する当該物品等の形状をかたどった金属製の物品のことをいいます。なお、金型の製造を委託した親事業者が、それを用いて自ら物品等の製造を行う場合に限らず、更に別の事業者に対しその金型を用いて製造するよう委託する場合の金型も含みます。

製造委託は次の4つの類型に分けられます。

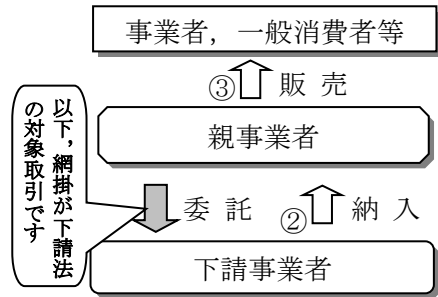
(類型1) 親事業者＝販売業者パターン

物品の販売を業として行っている事業者が、その物品の製造・加工を他の事業者
に委託する場合

事業者が「物品の販売」を行っている場合に、その物品（その半製品、部品、附属品、原材料及びこれらの製造に用いる金型を含む。）の製造・加工を他の事業者へ委託する場合は類型1に該当します。

組立外注（製品組立、完成品組立など）、加工外注（機械加工、プレス・板金・製缶加工など）、部品外注（ねじ、スプリングなど）、金型外注、製造工程中の検査・運搬等の作業外注などが含まれます。

また、販売する物品に附属する取扱説明書、品質保証書、容器、包装材料、ラベルなどの製造を委託する場合も、類型1に含まれます。



<類型1の事例>

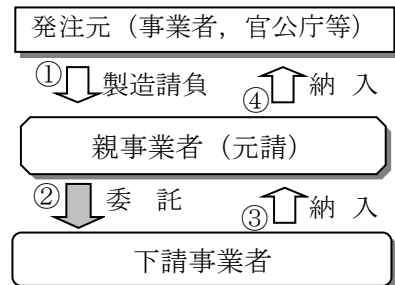
- 自動車製造業者が、販売する自動車の部品の製造を部品製造業者に委託すること。
- 大規模小売業者（百貨店、スーパー、ホームセンター、専門量販店、ドラッグストア、コンビニエンスストア本部、通信販売業等）が、自社のプライベート・ブランド商品の製造を食品加工業者等に委託すること。
- 電気器具製造業者が、販売する電気器具の部品の製造に用いる金型の製造を金型製造業者に委託すること。

(類型2) 親事業者＝元請業者パターン

物品の製造・加工を業として請け負っている事業者が、その物品の製造・加工を他の事業者へ委託する場合

事業者が「物品の製造・加工」を請け負っている場合に、その物品（その半製品、部品、附属品、原材料及びこれらの製造に用いる金型を含む。）の製造・加工を他の事業者へ委託する場合は類型2に該当します。

建築物など不動産の工事請負は、「物品」の製造ではありませんので、下請法の適用対象とはなりません。



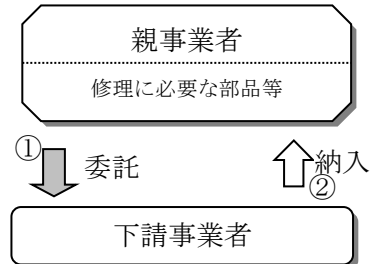
<類型2の事例>

- 精密機械製造業者が、製造を請け負う精密機械の部品の製造を部品製造業者に委託すること。
- 建築材製造業者が、製造を請け負う建築材の原材料の製造を原材料製造業者に委託すること。
- 金属製品製造業者が、製造を請け負う金属製品の製造に用いる金型の製造を金型製造業者に委託すること。

(類型3) 親事業者の修理用部品パターン

物品の修理を業として行っている事業者が、その物品の修理に必要な部品又は原材料の製造・加工を他の事業者へ委託する場合

事業者が「物品の修理」を請け負っている場合、又は自ら使用する物品を業として修理している場合に、その修理に必要な部品や原材料の製造又は加工を他の事業者へ委託する場合は類型3に該当します（類型3の場合のみ、半製品、部品、附属品及び金型は対象となりません。）。



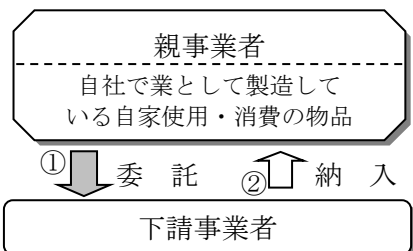
<類型3の事例>

- 家電製品製造業者が、販売した家電製品の修理を行うために必要な部品の製造を部品製造業者に委託すること。
- 工作機械製造業者が、自社で修理している自社工場内の工作機械の修理に用いる部品の製造を部品製造業者に委託すること。

(類型4) 親事業者の自家使用・自家消費パターン

自家使用又は自家消費する物品の製造・加工を業として行っている事業者が、その物品の製造・加工を他の事業者へ委託する場合

事業者が、自ら使用する物品又は自ら消費する物品の製造・加工を業として行っている場合に、その物品（その半製品、部品、附属品、原材料及びこれらの製造に用いる金型を含む。）の製造・加工を他の事業者へ委託する場合は類型4に該当します。なお、発注する事業所では製造していなくても、他の事業所で当該物品を製造していれば「社内で」製造していることとなります。また、単に製造・加工する能力が潜在的にあるに過ぎない場合には、「業として」行っていることにはなりません。



典型的なケースとしては、自家使用又は自家消費する工具・機械、製品の運送に使用する包装・梱包用物品などを自家製造している場合に、当該工具、機械、物品又はその部品等を他の事業者へ製造委託する場合があります。

<類型4の事例>

- 輸送用機器製造業者が、自社の工場で使用する輸送用機器を自社で製造している場合に、当該輸送用機器の部品の製造を部品製造業者に委託すること。
- 工作機器製造業者が、自社の工場で使用する工具を自社で製造している場合に、工具の部品の製造を他の工作機械製造業者に委託すること。

(2) 修理委託 (第2条第2項)

「修理委託」とは、「事業者が業として請け負う物品の修理の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用する物品の修理を業として行う場合にその修理の行為の一部を他の事業者に委託すること」をいいます。なお、「修理」とは、元来の機能を失った物品に一定の工作を加え、元来の機能を回復させることをいいます。

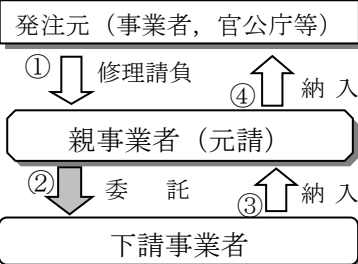
「修理委託」は、次の2つの類型に分けられます。

(類型1) 親事業者=元請業者パターン

物品の修理を業として請け負っている事業者が、その修理行為の全部又は一部を他の事業者に委託する場合

業として修理を請け負っている事業者が、請け負った修理物品の全部又は一部の修理を他の事業者に委託する場合が類型1に該当します。

例えば、自動車修理業者がユーザーから請け負った自動車の修理を他の事業者に委託するような場合が該当します。



<類型1の事例>

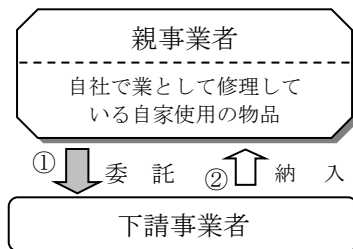
- 自動車ディーラーが、請け負う自動車修理を修理業者に委託すること。
- 船舶修理業者が、請け負う船舶修理を他の船舶修理業者に委託すること。

(類型2) 親事業者の自家使用パターン

自ら使用する物品の修理を業として行っている事業者が、その物品の修理行為の一部を他の事業者に委託する場合

事業者が「自ら使用する物品の修理」を業として行っている場合、つまり、他から請け負うのではなく、自家使用する物品の修理を反復継続的に社会通念上、事業の遂行とみることができる程度に行っている場合に、その物品の修理の一部を他の事業者に委託する場合が類型2に該当します。

単に修理する能力が潜在的にあるに過ぎない場合は、「業として」行っていることにはなりません。



<類型2の事例>

- 製造業者が、自社の工場で使用している工具類の修理を自社で行っている場合に、その修理の一部を修理業者に委託すること。
- 工作機械製造業者が、自社の工場で使用している工作機械の修理を自社で行っている場合に、その修理の一部を修理業者に委託すること。

(3) 情報成果物作成委託 (第2条第3項)

「情報成果物作成委託」とは、「事業者が業として行う提供若しくは業として請け負う作成の目的たる情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用する情報成果物の作成を業として行う場合にその情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること」をいいます。

○ 情報成果物とは

情報成果物作成委託の対象となる「情報成果物」は、次のように定義されています(第2条第6項)。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① プログラム
(電子計算機に対する指令で、一つの結果を得ることができるように組み合わせられたもの)
例：テレビゲームソフト、会計ソフト、家電製品の制御プログラム、顧客管理システム② 映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成されるもの
例：テレビ番組、テレビCM、ラジオ番組、映画、アニメーション③ 文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの
例：設計図、ポスターのデザイン、商品・容器のデザイン、コンサルティングレポート、雑誌広告④ ①～③に類するもので、政令で定めるもの(現時点において具体的に定められていません。) |
|--|

○ 「提供」とは

「提供」とは、事業者が、他者に対し情報成果物の販売、使用許諾を行うなどの方法により、当該情報成果物を他者の用に供することをいいます。この提供には、情報成果物それ自体を単独で提供する場合のほか、次のようなものが含まれます。

- 1 物品等の附属品として提供される場合
(例：家電製品の取扱説明書の内容、CDのライナーノーツ)
- 2 制御プログラムとして物品に内蔵される場合
(例：家電製品の制御プログラム)
- 3 商品の形態、容器、包装等に使用するデザインや商品の設計などを商品に化体して提供する場合
(例：ペットボトルの形のデザイン、半導体の設計図)

☆ 「プログラムの作成」(情報成果物作成委託) と 「情報処理」(役務提供委託) の違いについて

「プログラムの作成」とは、電子計算機を機能させて、一の結果を得ることができるようにこれに対応する指令を組み合わせたものとして表現したものを作成することをいいます。例えば、ソフトウェアのプログラム、制作過程のシステム設計書等の作成をいいます。

一方、「情報処理」とは、電子計算機を用いて、計算、検索等の作業を行うことで、プログラムの作成に該当しないものをいいます。例えば、受託計算サービス、情報処理システム(電子計算機及びプログラムの集合体であって、情報処理の業務を一体的に行うよう構成されたものをいいます。)の運用(データ入出力、稼働管理、障害管理、資源管理、セキュリティ管理等)を行うこと等をいいます。

○ 「情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること」とは

情報成果物の作成のうち、①情報成果物それ自体の作成、又は②当該情報成果物を

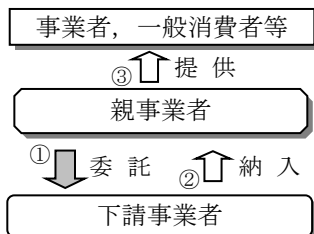
構成することとなる情報成果物の作成を他の事業者へ委託することをいいます。

「情報成果物作成委託」は、次の3つの類型に分けられます。

（類型1）親事業者＝提供業者の場合

情報成果物を業として提供している事業者が、その情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者へ委託する場合

情報成果物の提供が、純粋に無償の場合（例えば、広告宣伝物、リクルート用ビデオ）には「業として行う提供」には当たらず、類型1には該当しませんが、この場合であっても類型3に該当する可能性があります。



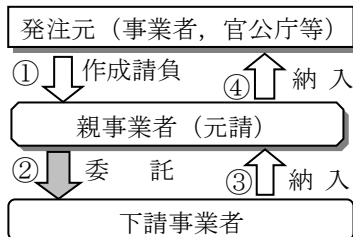
<類型1の事例>

- ソフトウェア開発業者が、消費者に販売するゲームソフトの作成を他のソフトウェア開発業者に委託すること。
- 放送事業者が、放送するテレビ番組の制作を番組制作業者に委託すること。
- 家電製品製造業者が、消費者に販売する家電製品に内蔵する制御プログラムの開発をソフトウェア開発業者に委託すること。
- 家電製品製造業者が、消費者に販売する家電製品の取扱説明書の内容の作成を他の事業者へ委託すること。
- 衣料品製造業者が、消費者に販売する衣料品のデザインの作成を他の事業者へ委託すること。
- 不動産会社が、販売用住宅の建設に当たり、当該住宅の建設設計図の作成を設計会社に委託すること。

（類型2）親事業者＝元請業者パターン

情報成果物の作成を業として請け負っている事業者が、その情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者へ委託する場合

事業者が「情報成果物の作成」を請け負っている場合に、その作成の全部又は一部を他の事業者へ委託する場合は、類型2に該当します。



<類型2の事例>

- 広告会社が、広告主から制作を請け負うテレビCMの制作を広告制作業者に委託すること。
- ソフトウェア開発業者が、ユーザーから開発を請け負うソフトウェアの一部の開発を他のソフトウェア開発業者に委託すること。
- テレビ番組制作業者が、テレビ局から制作を請け負うテレビ番組のBGM等の音響デー

タの制作を他の音響制作業者に委託すること。

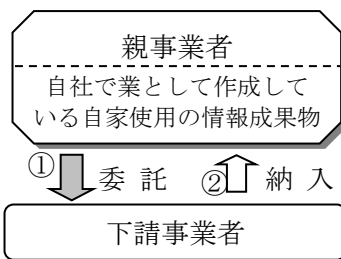
- 建築設計業者が、施主から作成を請け負う建築設計図面の作成を他の建築設計業者に委託すること。
- 建設業者が、施主から作成を請け負う建築設計図面の作成を建築設計業者に委託すること。
- 工作機械製造業者が、ユーザーから製造を請け負う工作機械に内蔵するプログラムの開発をソフトウェア開発業者に委託すること。

(類型3) 親事業者の自家使用パターン

自らが使用する情報成果物の作成を業として行っている場合に、その作成の行為の全部又は一部を他の事業者へ委託する場合

「自らがその使用する情報成果物の作成を業として行っている場合」とは、事業者が、自らの事業のために用いる情報成果物（例：広告宣伝物、社内で使用する会計用ソフトウェア、自社のホームページ）の作成を反復継続的に社会通念上、事業の遂行とみることができる程度に行っている場合をいいます。

例えば、社内にシステム部門があっても、他の事業者へ作成を委託しているソフトウェアと同種のソフトウェアを自社のシステム部門においては作成していない場合など、単に作成する能力が潜在的にある場合は「業として」行っているとは認められません。



<類型3の事例>

- 事務用ソフトウェア開発業者が、自社で使用する会計用ソフトウェアの一部の開発を他のソフトウェア開発業者に委託すること。
- 自らデザインを作成している広告会社が、新製品のデザインコンペ（試作競技）に参加するに当たり、デザインの作成をデザイン業者に委託すること。
- ホームページの作成を行うコンテンツ作成会社が、自社で利用するホームページの作成の一部を他の事業者へ委託すること。

(4) 役務提供委託（第2条第4項）

役務提供委託とは、事業者が業として行う提供の目的たる役務の提供の行為の全部又は一部を他の事業者へ委託することをいいます。

役務提供委託の類型は1つです。

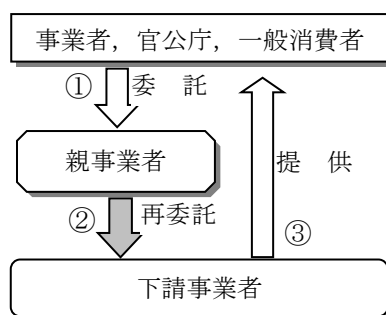
役務の提供を業として行っている事業者が、その提供の行為の全部又は一部を他の事業者に委託する場合

「(業として行う) 提供の目的たる役務」とは、委託事業者が他者に提供する役務のことであり、委託事業者が自ら利用する役務は含まれません(自ら利用する役務について他の事業者に委託することは、下請法上の「役務提供委託」には該当しません。)

他の事業者に役務の提供を委託する場合に、その役務が「他者に提供する役務」であるか、又は「自ら用いる役務」であるかは、取引当事者間の契約や取引慣行に基づき判断されることになります。

例えば、荷主から貨物運送の委託に併せて請け負った梱包作業を他の事業者に再委託する場合は、当該梱包作業は他者(荷主)に提供する役務であるから、当該梱包作業の再委託は「役務提供委託」に該当し、下請法の対象となります。しかし、荷主から梱包作業は請け負っていないけれども、自らの運送作業に必要である梱包作業を他の事業者に委託する場合は、当該梱包作業は自ら用いる役務であるから、当該梱包作業の委託は「役務提供委託」に該当せず、下請法の対象とはなりません。

なお、下請法では、建設業法に規定される建設業を営む者が業として請け負う建設工事は対象となっていません(第2条第4項括弧書き)。これは、建設工事の下請負については、建設業法において下請法と類似の規定が置かれており、下請事業者の保護が別途図られているためです。



<役務提供の事例>

- 貨物自動車運送業者が、請け負った貨物運送のうちの一部の経路における運送を他の貨物自動車運送業者に委託すること。
- 内航運送業者が、請け負う貨物運送に必要な船舶の運航を他の内航運送業者又は船舶貸渡業者に委託すること。
- ビルメンテナンス業者が、請け負うメンテナンスの一部たるビルの警備を警備業者に委託すること。
- ビル管理会社が、ビルオーナーから請け負うビルメンテナンス業務をビルメンテナンス業者に委託すること。
- 警備会社が、委託を受けた警備業務の一部を他の警備会社に委託すること。
- ソフトウェアを販売する事業者が、当該ソフトウェアの顧客サポートサービスを他の事業者に委託すること。
- 冠婚葬祭業者が、消費者から請け負う冠婚葬祭式の施行に係る司会進行、美容着付け等を他の事業者に委託すること。

- 旅行業者が、旅行者から請け負う宿泊施設、交通機関等の手配を他の事業者へ委託すること。

<自ら用いる役務の委託に該当し、役務提供委託に該当しない事例>

- ホテル業者が、ベッドメイキングをリネンサプライ業者に委託すること。
- 工作機械製造業者が、自社工場の清掃作業の一部を清掃業者に委託すること。
- 鉄鋼製造業者が、顧客渡しの条件で販売した鉄鋼を販売先に運送する作業を運送事業者へ委託すること。
- カルチャーセンターを営む事業者が、開催する教養講座の講義を個人事業者である講師へ委託すること。
- プロダクションが、自社で主催するコンサートの歌唱を個人事業者である歌手へ委託すること。